

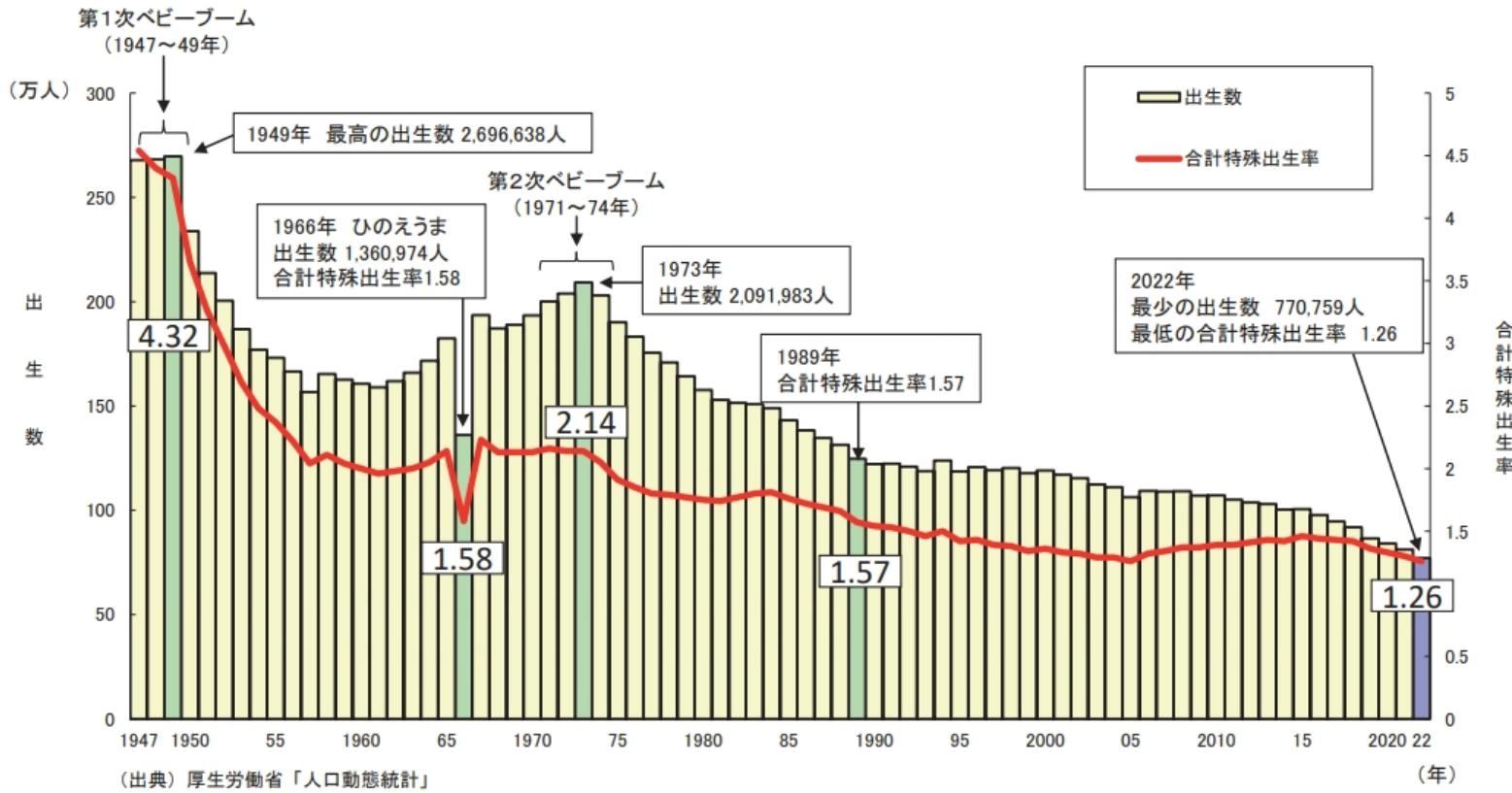
佐世保市の子育て支援 《事業概要編》



佐世保市子ども未来部

子どもに関する現状① 出生数及び合計特殊出生率の推移(全国)

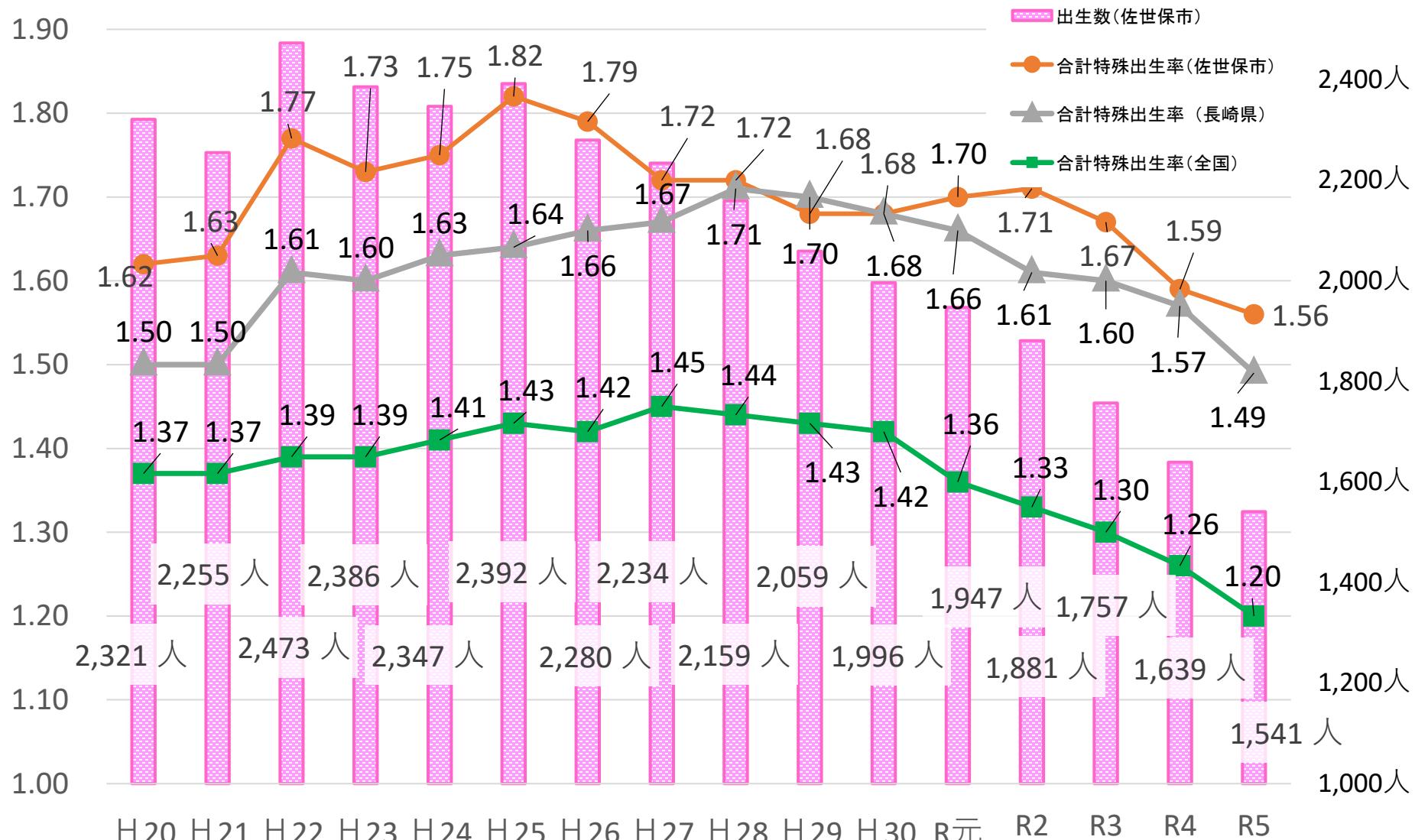
- 2022年の出生数は77万759人、対前年比5.0%減となり、初めて80万人を下回った。
- 2022年の合計特殊出生率は1.26、前年比0.05ポイント低下。



(こども家庭庁:「令和4年度 少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」少子化社会対策白書より)

子どもに関する現状② 少子化の進行(佐世保市)

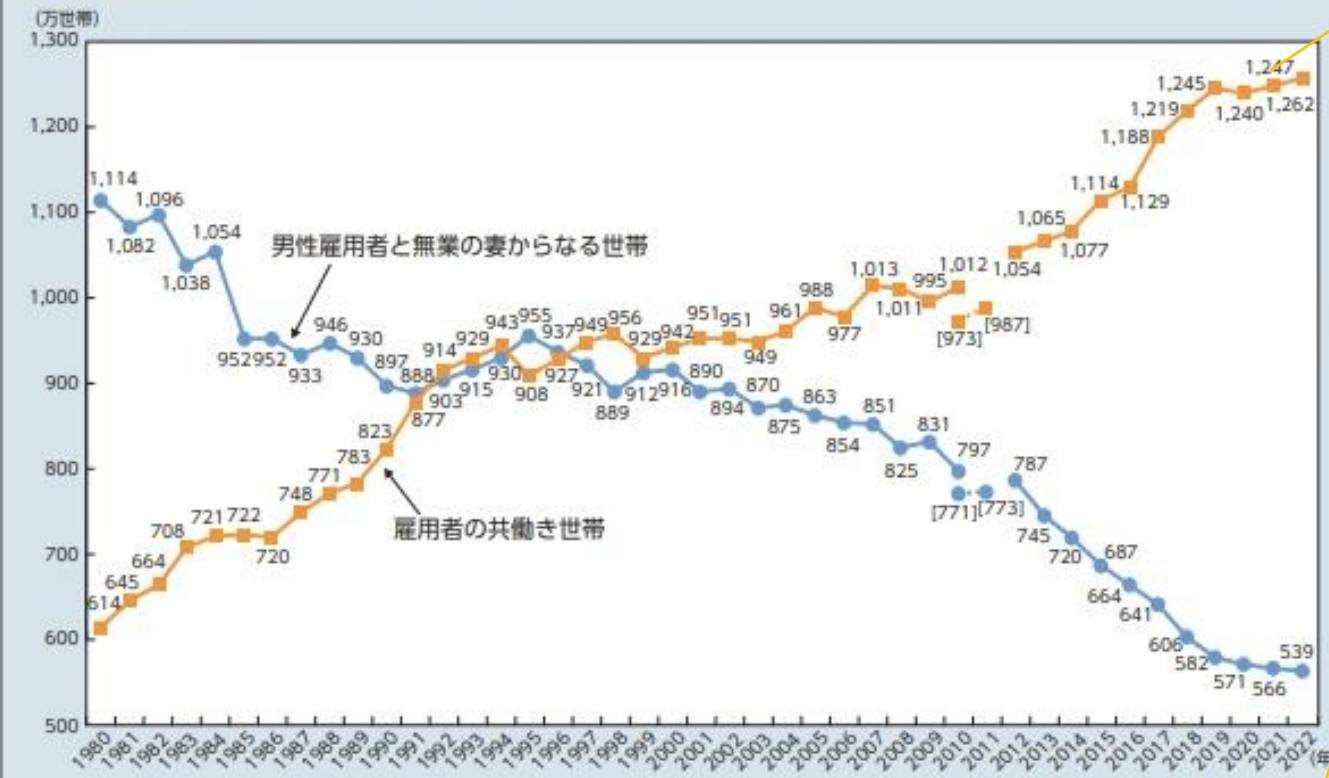
●出生数及び合計特殊出生率の推移



(取扱注) 長崎県・佐世保市の数値は概数(正式値ではありません。)

子どもに関する現状③ 共働き世帯の推移(全国)

図表1-1-3 共働き等世帯数の年次推移



共働き世代数増

⇒仕事と子育ての両立できる環境づくり、社会全体の働き方改革が求められている

男性の育休取得率は増加しているが、まだまだ低い…

※国の目標値(こども未来戦略より)

2025年までに50%
2030年までに85%

◆育児休業取得率の割合

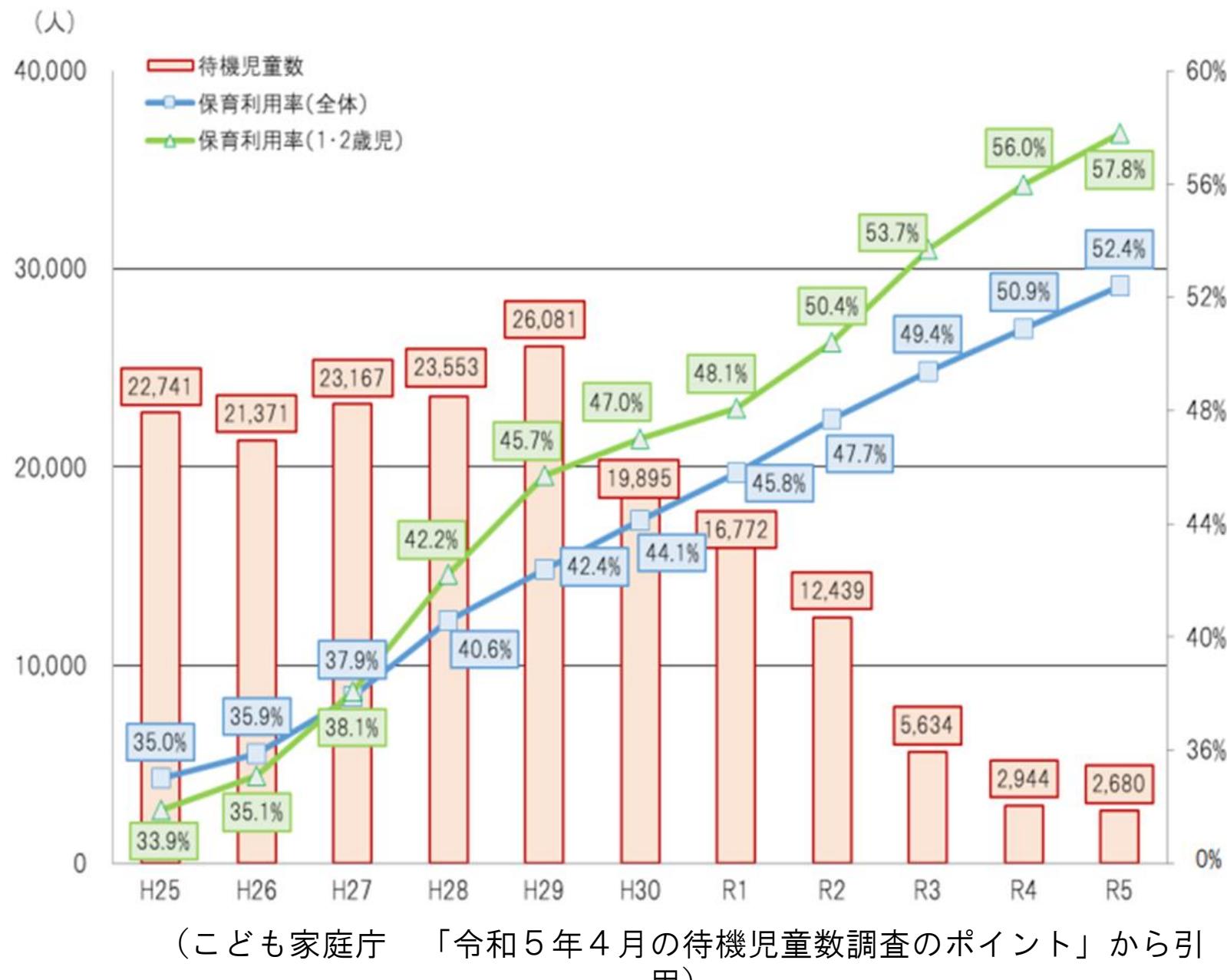
(厚生労働省:「令和4年度雇用均等基本調査」より)

【2022年度】

女性:80.2%

男性:17.13% (前年度 13.97% +3.16%)

子どもに関する現状④ 保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移(全国)



子どもに関する現状⑤ 保育所等待機児童数の推移(佐世保市)

この10年以上（平成17年以降）連続して、

年度当初（4月1日）時点における 待機児童はゼロ

年度途中（10月1日）時点においても令和2年度以降 待機児童はゼロ

	H27.4	H27.10	H28.4	H28.10	H29.4	H29.10	H30.4	H30.10	H31.4	R1.10	R2.4	R2.10	R3.4	R3.10	R4.4	R4.10
定員総数	6,706	6,706	6,732	6,732	6,805	6,805	6,861	6,961	7,039	7,039	7,161	7,161	7,265	7,390	7,390	7,390
待機児童数	0	11	0	46	0	21	0	5	0	41	0	0	0	0	0	0

	R5.4	R5.10	R6.4	R6.10
定員総数	7,400	7,404	7,379	7,379
待機児童数	0	0	0	0

子ども未来部の組織・機構

●子ども未来部における『組織体制』

「5課 5係 3グループ 3施設」

部名	課名	係名	主な役割
子ども未来部	子ども政策課	総務企画係 子ども育成係	<ul style="list-style-type: none">●子ども・子育てに係る計画の総合的な推進●部内予算及び業務の総括●児童福祉施設等に対する指導監査等●児童センターの運営支援●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進●ファミリーサポートセンターの運営支援
	保育幼稚園課	施設支援係 利用者支援係 東部子育て支援センター（施設） 北部子育て支援センター（施設） 【補助執行】幼児教育センター 【補助執行】白南風幼稚園	<ul style="list-style-type: none">●保育所及び認定こども園等の諸手続きに関する業務●私立保育所等、認定こども園等の施設運営支援●公立保育所・幼稚園等の予算及び施設管理、運営●地域子育て支援センターの運営支援●病児保育事業の推進
	子ども支援課	子ども支援係	<ul style="list-style-type: none">●手当給付（福祉医療制度・児童手当・児童扶養手当）●ひとり親家庭への支援（母子家庭等自立支援事業等）
	すこやか子どもセンター	子ども保健グループ 子ども子育て応援グループ 総務グループ	<ul style="list-style-type: none">●母子保健の推進 (母子健康診査・育児相談支援・医療サービス等)●児童とその家族及び妊産婦の福祉等に関する相談支援
	子ども発達センター (施設)	すぎのこ園（施設）	<ul style="list-style-type: none">●「親子交流部門」による育児相談等による子育て支援●「療育部門」による医師診療・リハビリ・学校訪問等●発達に遅れや気がかりのある就学前の児童を対象とした児童発達支援センターによる支援

佐世保市子ども未来部マップ

すこやかプラザ4階

健診室



お母さんと子どもの健康や成長を確認するために、“健診”を行います
4か月 ⇒ 1歳6ヶ月 ⇒ 3歳

エレベーター 階段



すこやか子どもセンター

・妊婦さんや出産したお母さん、産まれてきたすべての赤ちゃんや子どもの健康と成長を支える取り組み



子ども支援課

・子どもの子育てや病院などにかかるお金を支援し、安心して子育てができるような取り組み



保育幼稚園課

・地域のみんなで支える居場所づくりの取り組み
・幼稚園や保育園で、子どもや先生たちが安心して過ごすことができるような取り組み



子ども政策課

・放課後、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり
・お母さんとお父さんが働きながら一緒に子育てをがんばれるように、社会全体で支える取り組み



その他の施設

子ども発達センター

・子どもの成長を確認して、運動や学習のお手伝いをする取り組み

「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」
を目指してがんばっています

国の動向① こども家庭庁の創設

◆こども家庭庁とは（令和5年4月創設）

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。そしてみなさんにとって**最もよいことは何か**を考え、政策に反映していきます。みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

常に子どもの最善の利益を考え、子どもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を掲げる。

こどもまんなか
こども家庭庁

◆こども家庭庁設置後の動向

R5.4

こども家庭庁創設

「こども基本法」施行

R5.12

「こども大綱」
策定

「こども未来戦略」
決定

『こども未来戦略』

～「日本のラストチャンス」
2030年に向けて～

- ・少子化のスピードが加速
- ・若者が急激に減少する2030年までがラストチャンス

- ◆少子化対策
- ◆経済成長実現

※R6.5にアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」を決定し、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示している

次元の異なる少子化対策を推進

国の動向② こども基本法の制定

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、**こども政策推進会議を設置**
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

国の動向③ こども未来戦略 概要 (1/2)

1. こども・子育て政策の課題

- (1)若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
- (2)子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- (3)子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

2. 3つの基本理念

- (1)若い世代の所得を増やす
- (2)社会全体の構造・意識を変える
- (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

3. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

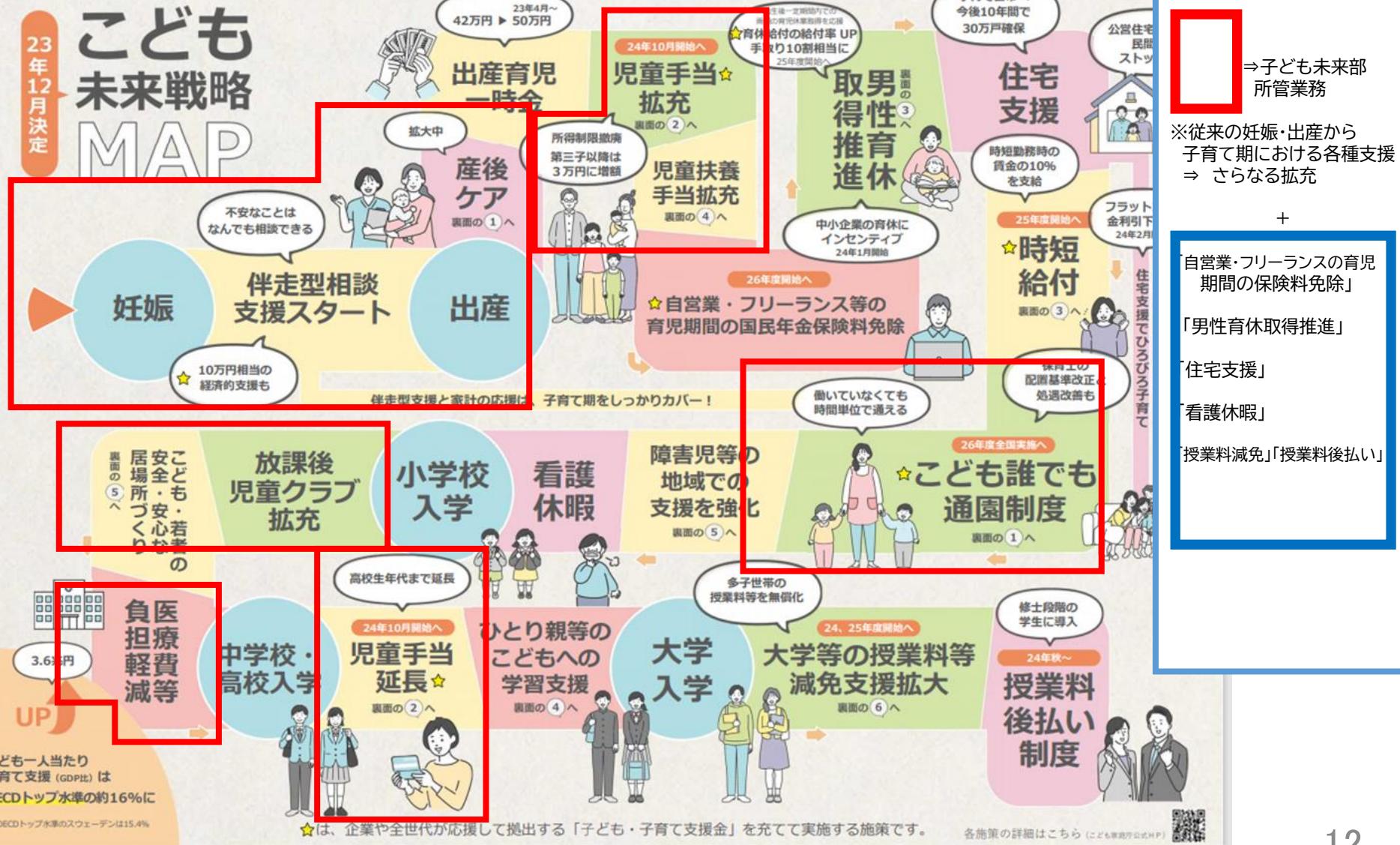
1. 加速化プランにおいて実施する具体的な施策

- (1)ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (3)共働き・共育ての推進
- (4)こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

2.「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

国の動向③ こども未来戦略 概要 (2/2)



佐世保市子ども・子育て会議について

「佐世保市子ども・子育て会議」とは

平成27年度から「子どもと子育て支援新制度」がスタートしました。

“子ども・子育て支援法”に基づき、平成25年7月に「佐世保市子ども・子育て会議」を設置し、令和6年度は、「佐世保市子どもまんなか計画」の策定について協議しました。この会議において定期的に計画の進捗管理と点検・評価を行います。

また、平成28年4月中核市へ移行に伴い、児童福祉審議会が所掌する保育所設置認可に対する意見具申等の事務も担います。

○令和4年度：5回開催

うち全体会2回

分科会3回（分科会主な内容） プラン中間見直し（分科会2回） 施設整備（分科会1回）

○令和5年度：4回開催

うち全体会3回（令和5年8月・10月・令和6年2月）

分科会1回（ファミリーサポートセンター事業者選定） 令和5年10月

○令和6年度：9回開催

うち全体会2回（令和6年12月・令和7年2月）

分科会7回（プラン策定（分科会6回（令和6年8月～10月）） 施設整備（分科会1回）

○令和7年度：1回開催済

うち全体会1回（令和7年9月）

佐世保市子ども育成条例 平成18年6月29日公布・施行

子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指して！

<基本理念>

- ①子どもの人格が尊重され、最善の利益が考えられること
- ②子どもが優しさやたくましさを身につけ、人を愛し、郷土や国を愛し、世界の平和を願い、自然を大切にする心、社会の役に立とうとする意識、世界に通じる広い視野と豊かな国際感覚を養うことができるよう支援されること。

<役割>

- ◇市民の役割 ……子どもの育成に積極的にかかわるよう努める。
- ◇保護者の役割 ……子どもが基本的な習慣や社会的ルールを身につけるよう努める。
- ◇地域等の役割 ……子どもを育てる活動を積極的に進め、地域コミュニティの輪の拡大に努める。
- ◇学校等の役割 ……保護者や地域と連携を図り、心身の健康と安全確保に努める。
- ◇企業等の役割 ……子どもの育成に関する活動に協力するよう努める。
- ◇市の責任と役割 ……社会全体で子どもを育むための施策を実施するとともに、子どもに関する施策の総合化に向けた取組みを行う。

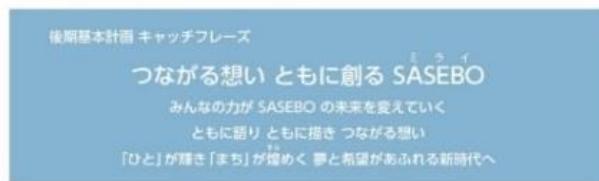
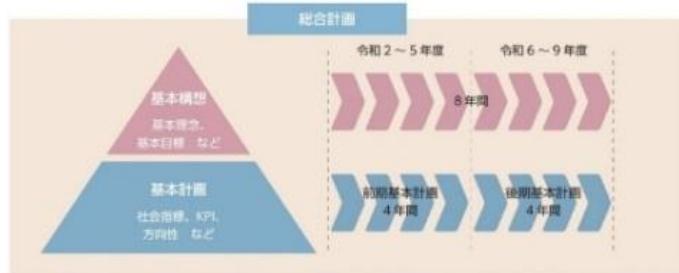


第7次佐世保市総合計画(後期基本計画)(令和6年度～9年度)

佐世保市総合計画とは

「総合計画」とは、本市が策定する全ての計画の最上位に位置し、市が行う事業は全て総合計画に基づいて行われます。市民の皆さんとの「こんなまちに住みたい、こんなまちをつくりたい」という思いを実現するために定めた、まちづくりの設計図です。

総合計画は、8年間の市政運営における基本的な方針を示す「基本構想」と、基本構想に基づいて実施する政策・施策を示す「基本計画」で構成されています。



ひと

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

学力、体力、豊かな心、共感力などの育成に重きを置き、学校や幼児教育・保育施設、家庭、地域、企業、行政の連携を強化して、心豊かな人を育む「子育てしやすいまちづくり」を目指します。

子ども未来政策



子どもが一個人の人格として尊重され、最善の利益を享受しながら健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現します。

政策の指標

- 合計特殊出生率の向上 ⇒ 現状値 1.67 (R3 年度)
- 子ども女性比の向上 ⇒ 現状値 0.21329 (R3 年度)

施策

- 母子保健の推進
- 健康行動の促進
- 地域での子育て支援
- 幼児教育・保育の充実
- 経済的支援の推進
- 生涯学習の充実

総合計画政策・施策体系

分野	政策	施策	
ひと	子ども未来政策	① 母子保健の推進 ② 地域での子育て支援 ③ 幼児教育・保育の充実 ④ 経済的支援の推進	
	教育政策	① 学校教育の充実 ② 豊かな心を育むまちづくり ③ 生涯学習の充実	
じこ	経済政策	① 観光の振興 ② 地場企業の振興 ③ 企業立地の推進 ④ ふるさと納税制度の推進 ⑤ 競輪事業収益の確保	
	農林水産政策	① 農林業の振興 ② 水産業の振興	
まち	都市政策	① 持続可能な都市形成と拠点の再生 ② 安全で快適な住環境の確保 ③ 公園の適切な管理・運営	
	上下水道政策	① 水の安定供給の推進 ② 公共下水道の普及と安定処理	
まち	土木政策	① 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善 ② 土木施設の安全・機能確保	
	環境政策	① カーボンニュートラルの推進 ② 環境保全活動の推進 ③ ごみの減量化と適正処理の促進	
	港湾政策	① 人流と物流を支えるみなとづくり	
	基地政策	① 基地との共存共生の推進	
くらし	市民生活政策	① 地域コミュニティの活性化の推進 ② 安全安心施策の推進 ③ 人権尊重と男女共同参画社会の推進	
くらし	保健福祉政策	① 健康づくりの推進 ② 質の高い地域医療体制の確保・充実 ③ 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり ④ 障がい者の自立と社会参加の環境づくり ⑤ 健康を守る安全な生活環境づくり ⑥ 国民健康保険事業等の適切な実施 ⑦ 生活保護の適正な実施と自立促進	
	文化スポーツ政策	① 文化振興・国際交流の推進 ② スポーツの充実	
行政経営	消防政策	① 火災や自然災害対策の推進 ② 救急・救助の高度化 ③ 火災予防対策の推進	
	防災危機管理政策	① 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化	
	経営1	的確な分析による戦略的な行政経営の推進	
	経営2	市民の視点に立った行政基盤の整備	
	経営3	健全で持続可能な財政運営の推進	
	経営4	効果的で効率的な行政運営の推進	
	経営5	魅力あふれる持続可能な地域づくり	

「佐世保市子どもまんか計画」について

計画の基本方針

第7次 佐世保市総合計画(後期基本計画)で定めた
佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り 世界へはばたく
“キラっ都” SASEBO

まち

西九州を牽引する 創造都市

ひと

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

くらし

地域が社会を築く 安心都市

しごと

活力あふれる 国際都市

本計画は「ひと」分野となります。

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

計画の趣旨

本計画は、本市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたもの

本計画に基づき、これから妊娠を希望する方への更なる支援と、妊娠・出産・産後・子育て期、それぞれのステージに応じ、切れ目なくサービスを提供していく

計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年間

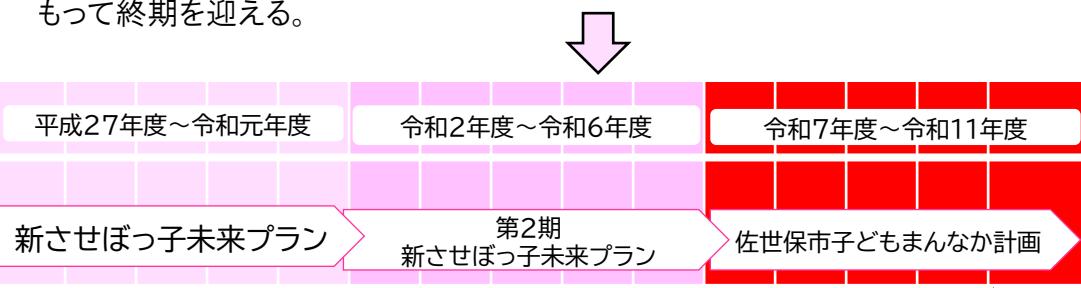
「佐世保市子どもまんなか計画」について

◆ 「市町村こども計画」の趣旨

- 令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、市町村は、国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられた。
- こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通した縦断的な施策を進めることとされている。
- 「市町村こども計画」は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされている。

◆ 「佐世保市子どもまんなか計画」の策定について

- 本市では、「第2期新させぼっ子未来プラン（次世代育成支援対策市町村行動計画及び子ども・子育て支援事業事業計画）」の計画期間が令和6年度末をもって終期を迎える。

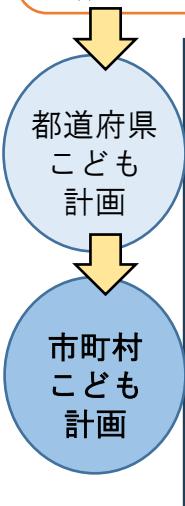


- この機会を捉えて、令和7年度を始期とする5ヶ年間の子ども・子育て支援事業計画などを内包する「佐世保市子どもまんなか計画」の策定に取り組んだ。



「こども基本法第9条」に定められたもので、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に準拠したもの。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的にわたくって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会



「市町村こども計画」は、「こども基本法第10条」に策定が努力義務として定められたもので、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目的とされている。国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、本市における子ども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進するため、従来の「第2期新させぼっ子未来プラン（次世代育成支援対策市町村行動計画及び子ども・子育て支援事業計画）」の要素に加え、子ども・若者育成支援や子どもの貧困対策等の要素を加え策定する。

- こども基本法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては、「子ども・若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められていることから、本市のこども計画策定においてもアンケート・インタビューを介して、子ども・若者からの意見聴取を行った。

「佐世保市子どもまんなか計画」について

◆ 「佐世保市子どもまんなか計画」と関係法令等との関係性

佐世保市子どもまんなか計画

市町村こども計画と二体的に策定する計画

法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく市町村こども計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
こども基本法	市町村 こども計画	努力義務	1.子ども・若者育成支援推進法(義務) 2.子どもの貧困対策の推進に関する法律(義務) 3.少子化対策基本法(義務) 4.その他各法令に基づく計画(努力義務)	下記の3つの法令に基づく計画を網羅

市町村こども計画	1.子ども・若者育成支援 推進法	市町村こども・若 者計画	努力義務	【子ども・若者育成支援推進大綱・基本的方針】 1.全ての子ども・若者の健やかな育成 2.困難を有する子ども・若者やその家族の支援 3.創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 4.子ども・若者の成長のための社会環境の整備 5.子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	●子どもの居場所づくり ●子育て支援 ●児童虐待、自殺、貧困等の対策 等
	2.子どもの貧困対策の 推進に関する法律	市町村計画	努力義務	【子どもの貧困対策に関する大綱・基本的方針】 1.教育の支援 2.生活の安定を資するための支援 3.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 4.経済的支援	●妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目 ない支援 ●ひとり親世帯への支援 ●経済的支援(児童扶養手当など)等
	3.少子化対策基本法	—	計画策定に関する規 定なし	【少子化社会対策大綱・主な施策】 1.結婚支援 2.妊娠・出産への支援 3.仕事と子育ての両立 4.地域・社会による子育て支援 5.経済的支援	●妊娠・出産への支援(不妊治療など) ●仕事と子育ての両立 ●地域での子育て支援 ●経済的支援(児童手当など)等

法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく各計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
次世代育成支援 対策推進法	市町村行動計画	義務	1.施策の目標・KPI 2.施策毎具体的な取組内容及び実施時期	●目標値の設定(KPI) ●施策の具体的な取組内容
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子 育て支援事業計画	義務	1.教育・保育提供区域の設定 2.教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期 3.各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期 4.確保方策(体制)の内容	●教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ●地域子ども・子育て支援事業(19事業)の量の見込み及び提供体制の確保
母子及び父子並びに 寡婦福祉法	ひとり親家庭等自 立促進計画	努力義務	支援・取り組み内容 ・生活支援・経済的支援・就業支援・相談体制の充実 【参考:他都市の状況】 支援・取り組み内容(カテゴリー別) 1.相談体制及び情報発信の充実 2.就業支援 3.子育て・生活支援 4.経済的支援・養育費の確保 5.子どもへの支援	●生活支援 ●経済的支援 ●就業支援 ●相談体制の充実

国が「市町村こども計画」として必要と規定する事項を網羅

佐世保市子どもまんか計画 施策体系

望まれる姿

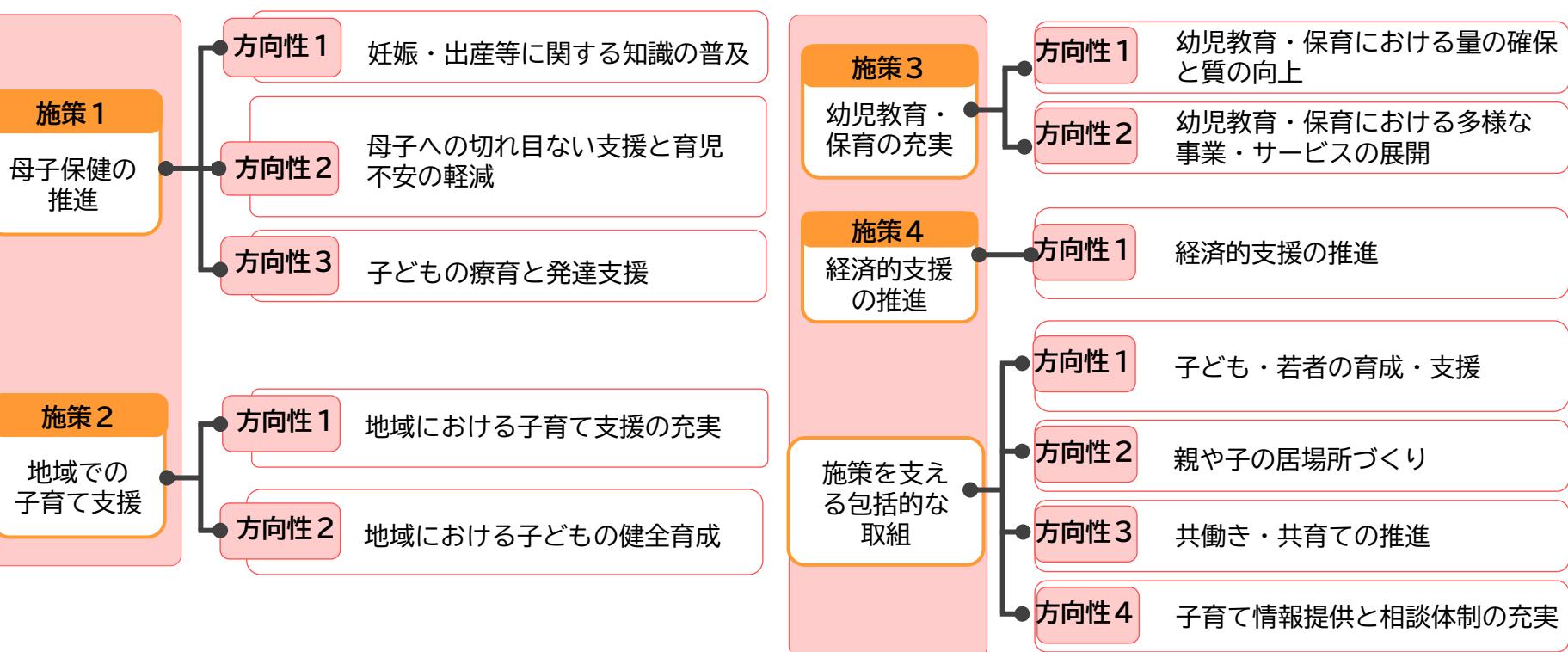
子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

施策

施策の方向性

施策

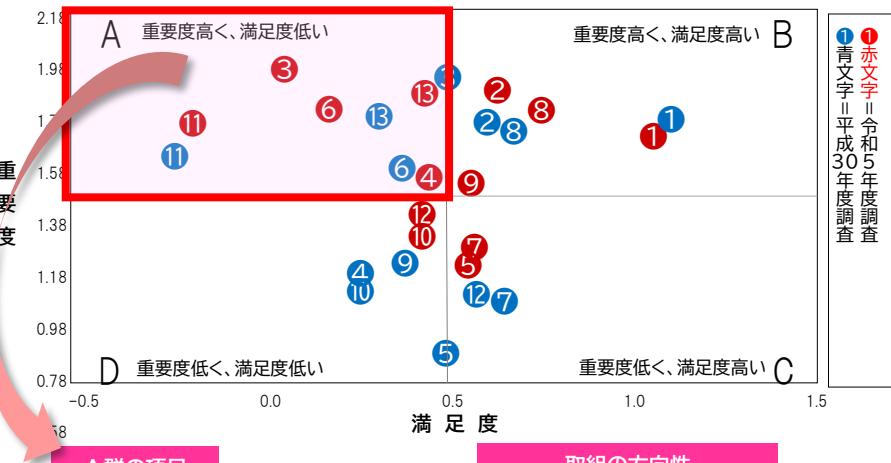
施策の方向性



子育て世帯の意見反映の仕組み・反映状況について

分野別「重要度」「満足度」の分布状況

項目(重要度の平均値順)	今回(R5)	前回(H30)	増減
③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援	1.95	1.92	+0.03
②障がいや発達に心配のある子どもに対する支援	1.86	1.73	+0.13
⑬保育所・放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設	1.85	1.75	+0.10
⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり(児童センター、メリッタKid's、「きららパーク」等)	1.78	1.53	+0.25
⑧延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等	1.78	1.69	+0.09
⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり(ワークライフバランス)	1.72	1.59	+0.13
①安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス	1.67	1.70	-0.03
④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス	1.49	1.07	+0.42
⑨子育てに困ったときの相談窓口(まんちさせほ 等)	1.46	1.13	+0.33
⑫親子教室や子育て講座などの子育てについて学べる場の提供(父親向け育児講座、離乳食講座 等)	1.34	0.99	+0.35
⑩子育てに関する情報提供(子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」等)	1.24	1.03	+0.21
⑦親子同士の交流を図るための支援(地域子育て支援センター 等)	1.19	0.97	+0.22
⑤子育てサークルなど地域での自主的な子育て活動への支援	1.12	0.74	+0.38



項目(満足度の平均値順)	今回(R5)	前回(H30)	増減
①安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス	1.05	1.07	-0.02
⑧延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等	0.74	0.67	+0.07
②障がいや発達に心配のある子どもに対する支援	0.63	0.61	+0.02
⑦親子同士の交流を図るための支援(地域子育て支援センター 等)	0.59	0.64	-0.05
⑨子育てに困ったときの相談窓口(まんちさせぼ 等)	0.55	0.38	+0.17
⑤子育てサークルなど地域での自主的な子育て活動への支援	0.53	0.49	+0.04
④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス	0.46	0.26	+0.20
⑬保育所・放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設	0.45	0.30	+0.15
⑫親子教室や子育て講座などの子育てについて学べる場の提供(父親向け育児講座、離乳食講座 等)	0.44	0.58	-0.14
⑩子育てに関する情報提供(子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」等)	0.42	0.26	+0.16
⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり(児童センター、メリッタKid's、「きららパーク」等)	0.17	0.37	-0.20
③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援	0.05	0.46	-0.41
⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり(ワークライフバランス)	-0.20	-0.22	+0.02

- ③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援
 - ④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス
 - ⑤子育てと仕事が両立できる職場環境づくり（ワークライフバランス）
 - ⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり
 - ⑦保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設

子育て家庭への経済的支援を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費などについて、適切な運用に努める。

デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を図り、子育て世帯等の利便性の向上に努める。

子育ての男女共同参画やワークライフバランスへの意識啓発及び育児休業等の各種制度による支援を推進する。
地域の実情に応じた幼児教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量をまた、確保するとともに、多様な就労形態に応じた市民ニーズに対応できる体制を充実させる。

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での子どもの居場所づくりを図る。
また、地域の実情に応じた幼児教育・保育施設の量を確保するとともに、多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させる。
核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく、子育て中の保護者が孤立しないように、多様な居場所づくりを進める。

令和7年度 子ども未来部の経営方針

◆ 経営方針・重点方針

若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが基本 ※

※ 予期せぬ妊娠をされた家庭への配慮・支援も必要

令和7年度を始期とする「佐世保市子どもまんなか計画」に基づき、これから妊娠を希望する方への更なる支援と、妊娠・出産・産後・子育て期、それぞれのステージに応じ、切れ目なくサービスを提供する。

◆ 令和7年度 重点取組事項

- ① 佐世保市子どもまんなか計画に基づく施策の着実な実施
- ② すこやか子どもセンター（こども家庭センター）を核とした母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の推進
- ③ すぎのこ園整備事業（R7年度 設計～解体・新築工事 R8年度 新築・外構工事 R9.3月移転）
- ④ 公立保育所・幼稚園等のあり方 検討
- ⑤ 子ども・若者の居場所づくり の検討

◆ 令和7年度 新規拡充の取組み【シティブランディング対象事業】

- ① 不妊に悩む方への特定不妊治療交通費助成
- ② 福祉医療支給事業（高校生等世代の現物給付化）

予算概要

◆子ども未来部 令和7年度予算額（一般会計・特別会計）

(単位：千円)

		令和7年度当初	令和6年度当初	前年度比
子ども未来部	計	22,316,657	19,647,202	+2,669,455
(内訳)	一般会計	22,255,649	19,613,552	+2,642,097
	特別会計	61,008	33,650	+27,358

◆施策ごとの主な事業

施策名	主な事業	R7当初予算	R6当初予算	増減額
【施策1】 母子保健の推進	母子管理対策事業	165,050	146,657	+18,393
	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業	168,586	165,646	+2,940
	小児慢性特定疾病対策総合支援事業	75,678	77,544	▲1,866
【施策2】 地域での子育て支援	放課後児童健全育成事業	873,857	831,385	+42,472
	児童センター運営	134,517	124,573	+9,944
	地域子育て支援センター事業	56,653	47,099	+9,554
【施策3】 幼児教育・保育の充実	私立保育所等運営費(施設型給付費)	9,534,117	8,644,251	+889,866
	私立幼稚園等運営費(施設型給付費)	1,702,033	1,859,870	▲157,837
	保育所施設整備事業	415,459	64,376	+351,083
【施策4】 経済的支援の推進	児童手当	4,765,905	3,711,035	+1,054,870
	児童扶養手当	1,239,441	1,142,611	+96,830
	福祉医療支給費	874,026	777,153	+96,873

「佐世保市子どもまんなか計画」と「令和7年度 新規・拡充事業」一覧

佐世保市子どもまんなか計画				令和7年度 新規・拡充事業					
施策		方向性		計画 該当頁	No.	区分	事業内容		課名
1	母子保健の推進	2	母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	54	①	新規	不妊に悩む方への特定不妊治療交通費助成【シティプランディング】		すこやか子どもセンター
				54	②	拡充	妊婦一般健康診査への子宮頸がん検診項目の追加等		すこやか子どもセンター
				55	③	拡充	5歳児発達相談(対象者の拡大)		すこやか子どもセンター
				55	④	拡充	1か月児健康診査の実施		すこやか子どもセンター
				57	⑤	拡充	子育て短期支援事業(親子入所) (ショートステイ・トワイライトステイ)		すこやか子どもセンター
3	幼児教育・保育の充実	2	幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	65	⑥	新規	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		保育幼稚園課
				65	⑦	拡充	延長保育促進事業		保育幼稚園課
				66	⑧	拡充	医療的ケア児保育支援事業		保育幼稚園課
4	経済的支援の推進	1	経済的支援の推進	68	⑨	拡充	福祉医療支給事業(高校生等世代の現物給付化) 【シティプランディング】		子ども支援課

佐世保市における子ども・子育て施策1 妊娠活動期～子育て期にわたる支援の充実

妊娠活動期

シティプランディング

特定不妊治療費助成



No①
新規

特定不妊治療交通費助成

シティプランディング

拡充

No②

妊娠相談
(母子健康手帳
交付)

妊娠
健診

拡充

No③

産婦
健診

1か月
児
健診

4か月
児
健診

1歳6か
月児
健診

9～10
か月児
健診

拡充

No③

3歳児
健診

5歳児
発達相談

学齢期

妊娠期・
出産～
子育て期
の支援

相談支援

ままんちさせば（相談支援）

地域子育て支援センター
(相談支援・育児相談)

幼児教育センター（子育て講座）

療育支援

子ども発達センター（医療・児童発達支援）

すいのこ園（児童発達支援センター）

法制化

妊娠等包括相談支援

乳児家庭全戸訪問

産後ケア

妊娠のための支援給付交付金

養育支援訪問

子育て世帯訪問支援

陣痛タクシー

産前・産後家事育児支援

ファミリーサポートセンター

新生児聴覚検査

発達健診（二次健診）

育児相談（臨床心理士）

No⑤

拡充 子育て短期支援（親子入所）

No⑦

拡充 延長保育

No⑧

拡充 医療的ケア児保育支援

No⑥

新規 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

一時預かり

病児保育

子育て期
の支援

シティプランディング

第2子以降保育料無償化（1歳児～2歳児）

幼児教育保育無償化（3歳児～5歳児）

放課後児童クラブ

福祉医療制度

現物給付
(乳幼児)

現物給付
(小中学生)

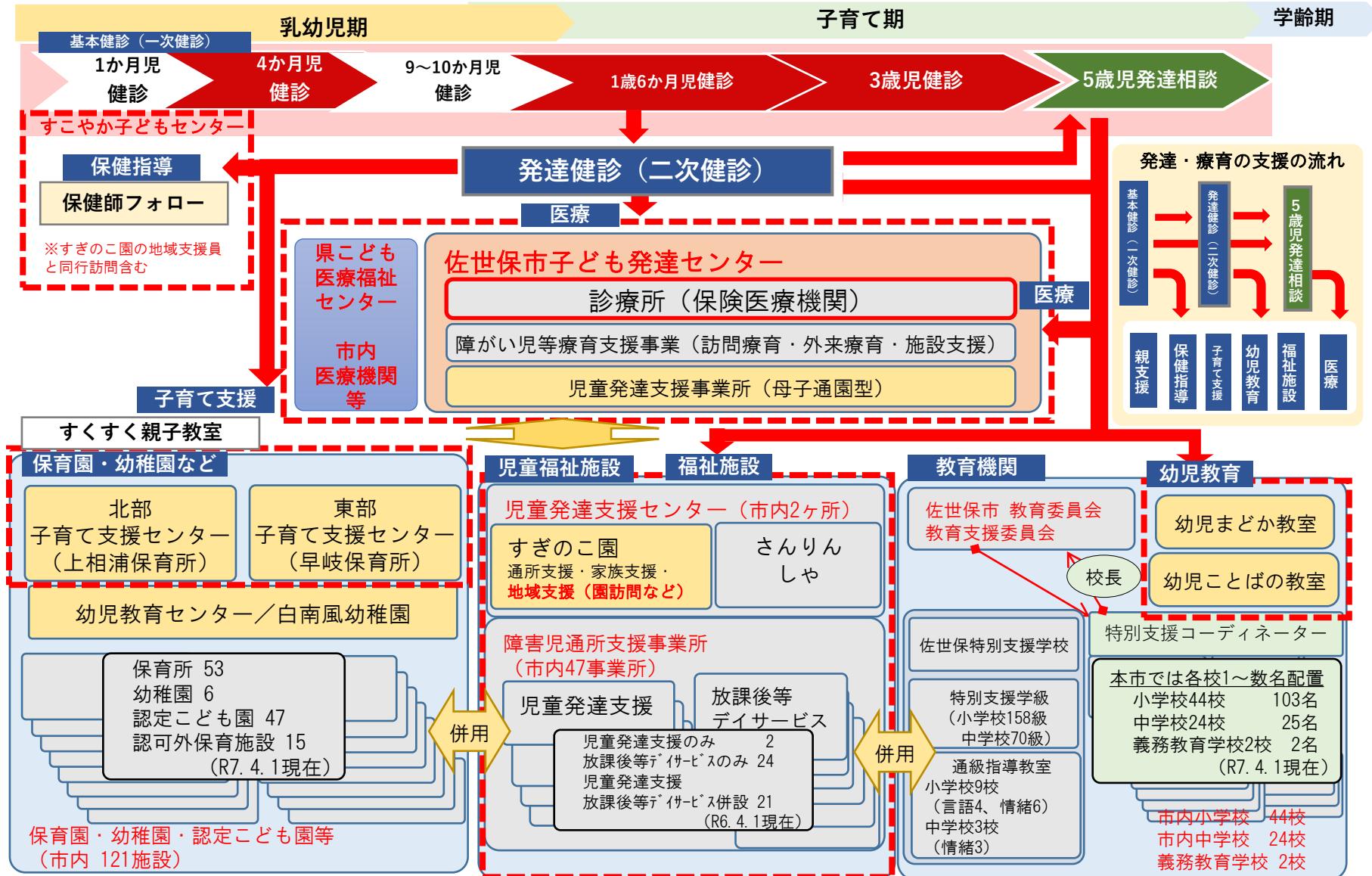
シティプランディング

償還払い
(高校生等世代)

拡充

No⑨
高校生等世代の
現物給付化

佐世保市における子ども・子育て施策2 本市における発達・療育支援体制



佐世保市における子ども・子育て施策3 すこやか子どもセンターの取組概要





佐世保市子ども発達センターは、平成10年4月開設以降、県北の療育拠点施設として、療育必要児や施設等に対し、医療サービスに加え、施設支援や家族支援サービスなど、本市のみならず周辺自治体も含めて、多くの患者が受診されています。

〈事業の概要〉

1 事業内容

(1) 療育部門

① 診察・訓練

子どもの心身の発達障がいの問題について、医師の診察に基づく検査、訓練

② 児童発達支援事業

医師の診察に基づいた親子通園による小集団保育

③ 障害児等療育支援事業

県北地区の障がい児等を対象とした療育指導・相談及び施設訪問・指導など

④ 歯科保健相談

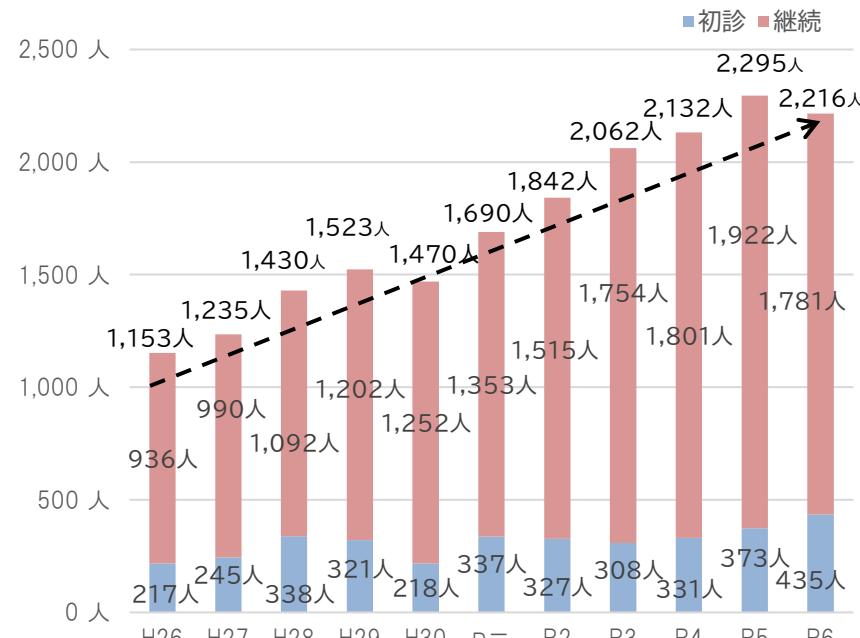
一般の歯科での受診が困難な児に対する健診及び相談

(2) 親子交流部門(地域子育て支援センター事業)

親子交流スペースの提供や子育て支援、育児相談・支援を実施



子ども発達センター利用状況推移



少子化傾向にあるなか、子ども発達センターの利用状況は
10年前と比較して倍増

佐世保市における子ども・子育て施策5 ~ 児童発達支援センター「すぎのこ園」~

【すぎのこ園・児童発達支援センターとしての機能】

すぎのこ園

- ◎発達に課題のある就学前の児童を対象にした通園施設
- ◎子ども発達センターと連携しながら、集団生活の中で子どもの個性を大切にした保育を実施

☆サービスの概要

- ①小集団保育 ②就園、就学支援、③個別支援計画の作成、評価
【本市独自の配置基準(保育士:園児=1:2)に基づき支援】



※現在の「すぎのこ園」の外観。R8年度末頃を
目途に現在の所在地(干尽町)から移転整備予定。



児童発達支援センター(地域支援) ※令和3年度から実施

- ◎地域における障害児等支援の中核的な支援機関として、子育て環境や地域支援等の取組実施
- ◎相談・訪問・研修会・保育士等の実習生の受入れ・関係機関との連携・職員スキルアップ等を担う

障害児等療育支援事業

- ◎関係機関との連携による外来療育等の実施